

## 会社法の特別取締役とは？

制度調査部  
堀内勇世

### 「会社法」の焦点シリーズ4

#### 【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では、「特別取締役」という制度が規定されている。

この特別取締役という制度は、現行法上の重要財産委員会の制度の流れを組むものである。

#### Q 1

会社法には、「特別取締役」という制度があるようであるが、これは何なのか？

#### A 1

会社法上の「特別取締役」という制度は、現行法上の「重要財産委員会」の制度を改良の上、引き継ぐものである（会社法）。

重要財産委員会の制度は、取締役が10人以上の大会社<sup>(注1)</sup>またはみなし大会社<sup>(注2)</sup>において、社外取締役を選任している場合には、取締役は、その中に取締役会に取締役3人以上で組織する重要財産委員会を設置し、これに重要な財産の処分・譲受と多額の借財についての決定権限を委任することができるとする制度である（現行の商法特例法1条の3～1条の5）<sup>(注3)</sup><sup>(注4)</sup><sup>(注5)</sup>。これは、平成14年の商法改正（施行は平成15年）により創設された制度である。

（注1）現行法上の「大会社」とは、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社のことである（現行の商法特例法1条の2第1項）。

なお、会社法でも、「大会社」という用語を定義している。会社法上の「大会社」の定義は以下のレポート参照。

「新生『会社法』の気になる用語Q & A（1）」（横山淳、2005.6.30作成）

「会社法の概略 ～方針、会社類型、用語」（堀内勇世、2005.5.27作成）

（注2）現行法上の「みなし大会社」とは、資本金1億円以上の株式会社で、定款により大会社を対象とした監査等の特例（例えば、会計監査人の監査など）の適

用を受ける旨を定めた会社のことである（現行の商法特例法 1 条の 2 第 3 項 2 号）。

（注 3）商法特例法とは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」のことである。

（注 4）始関正光（法務省大臣官房参事官）編著「Q & A 平成 14 年改正商法」（2003 年、商事法務）など参照。

（注 5）以下のレポート参照。  
「重要財産委員会」（堀内勇世、2002.7.31 作成）

Q 2

会社法上の「特別取締役」という制度は、現行法上の重要財産委員会の制度とどう異なるのか？

A 2

会社法上の「特別取締役」という制度と、現行法上の「重要財産委員会」の制度とで、異なる点は以下のとおりである（注 6）。

	特別取締役【会社法】	重要財産委員【現行法】
対象会社	取締役会設置会社 <sup>(注7)</sup> (委員会設置会社 <sup>(注8)</sup> を除く) 現行法上の「大会社」、「みなし大会社」は取締役会を設置する。会社法では「取締役会設置会社」と規定するのみなので、資本金等の規模による制約がなくなったといえる。	大会社、または、みなし大会社 <sup>(注9)</sup> (委員会等設置会社 <sup>(注10)</sup> を除く)
その他の要件	取締役の数が <u>6 人以上</u> であること。 取締役のうち 1 人以上が社外取締役であること。	取締役の数が <u>10 人以上</u> であること。 取締役のうち 1 人以上が社外取締役であること。
決定権限	当然に、重要な財産の処分・譲受と多額の借財について決定権限を有する。	重要な財産の処分・譲受と多額の借財についての決定事項のうち、 <u>取締役会から委任を受けた事項につき決定権限を有する</u>

（注 6）相澤哲（法務省民事局参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005 年、株式会社商事法務）の 130～131 ページ参照。

（注 7）会社法上の「取締役会設置会社」とは、取締役会を置く株式会社又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことである（会社法

2条7号)。

(注8) 会社法上の「委員会設置会社」とは、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社のことである(会社法2条12号)。「会社法上の『委員会設置会社』 現行法上の『委員会等設置会社』」とすることができる。

(注9) 「(注1)」と「(注2)」を参照。

(注10) 現行法上の「委員会等設置会社」とは、現行の商法特例法により、「指名」「監査」「報酬」の3つの委員会と、業務執行を担当する執行役(代表執行役を含む)を設置し、監査役を設置しない新体制を選択した株式会社をいう(現行の商法特例法1条の2第3項、21条の5参照)